

参考資料

◆日本とスウェーデンにおける税収に占める企業負担割合の推計の方法

以下「1.」では日本、「2.」ではスウェーデンを取り上げ、本報告書 P20 における 1) ~ 3) の「税収に占める企業課税の割合」の考え方のそれぞれの場合における企業負担分の算出方法について述べる。

1. 日本における企業負担分の算出方法

(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

①すべて企業負担とする場合

a. 国税における企業負担分の推計

2010 年の国税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

2010年度国税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
			うち企業負担額	企業負担割合	
所得税		1	149,927	0	0.0%
法人税	1		101,056	101,056	100.0%
相続税		1	14,875	0	0.0%
地価税	1		1	1	100.0%
消費税	1		14	14	100.0%
消費税及地方消費税	1		125,449	125,449	100.0%
酒税		1	13,264	0	0.0%
たばこ税		1	295	0	0.0%
たばこ税及たばこ特別税		1	6,584	0	0.0%
石油税	1		0	0	100.0%
石油石炭税	1		49	49	100.0%
旧税	1		0	0	100.0%
電源開発促進税	1		3,492	3,492	100.0%
揮発油税及地方道路税	1		0	0	100.0%
揮発油税及地方揮発油税	1		30,147	30,147	100.0%
石油ガス税	1		238	238	100.0%
自動車重量税	1		52	52	100.0%
航空機燃料税	1		886	886	100.0%
印紙収入	1		3,064	3,064	100.0%
合計			449,392	264,447	58.8%

この結果、国税における企業負担額は、264,447 億円となる。（所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「① c.」を参照。）

b. 地方税における企業負担分の推計

Step1：国税と同様に、2010 年の地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る固定資産税・都市計画税の企業負担分については、別途計算した（次頁参照）。

2010年度地方税（単位:億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
			うち企業負担額		
一 道府県税			140,262		
1 普通税			140,159		
(1) 道府県民税			54,767		
(ア) 個人均等割	1	771	0	0.0%	
(イ) 所得割	1	44,135	0	0.0%	
(ウ) 法人均等割	1	1,464	1,464	100.0%	
(エ) 法人税割	1	6,115	6,115	100.0%	
(オ) 利子割	1	1,502	1,502	100.0%	
(カ) 配当割	1	581	581	100.0%	
(キ) 株式等譲渡所得割	1	200	200	100.0%	
(2) 事業税	1	24,371	24,371	100.0%	
(ア) 個人分		1,840			
(イ) 法人分		22,530			
(3) 地方消費税	1	26,419	26,419	100.0%	
(ア) 譲渡割		20,753			
(イ) 貨物割		5,666			
(4) 不動産取得税	1	3,789	3,789	100.0%	
(5) 道府県たばこ税	1	2,561	0	0.0%	
(6) ゴルフ場利用税	1	546	0	0.0%	
(7) 自動車取得税	1	1,916	1,047	100.0%	
(8) 軽油引取税	1	9,175	9,175	100.0%	
(9) 自動車税	1	16,155	8,832	100.0%	
(10) 銀区税	1	4	4	100.0%	
(11) 固定資産税（特例）	1	52	52	100.0%	
(12) 法定外普通税	1	404	221	100.0%	
2 目的税		99			
(1) 法定目的税	1	19			
(ア) 狩猟税	1	19	0	0.0%	
(2) 法定外目的税	1	80	80	100.0%	
3 旧法による税		4	0		
(1) 特別地方消費税	1	0	0	100.0%	
(2) 自動車取得税	1	0	0	100.0%	
(3) 軽油引取税	1	4	4	100.0%	
(4) その他	1	0	0	100.0%	
二 市町村税		202,901			
1 普通税		186,810			
(1) 市町村民税		87,485			
(ア) 個人均等割	1	1,794	0	0.0%	
(イ) 所得割	1	66,156	0	0.0%	
(ウ) 法人均等割	1	4,126	4,126	100.0%	
(エ) 法人税割	1	15,409	15,409	100.0%	
(2) 固定資産税		89,612			
(ア) 純固定資産税	1	1	88,649		
(i) 土地	1	1	34,762	14,922	42.9%
(ii) 家屋	1	1	37,816	15,682	41.5%
(iii) 債却資産	1	1	16,072	15,849	98.6%
(イ) 交付金	1	1	963	0	0.0%
(3) 軽自動車税	1		1,776	1,776	100.0%
(4) 市町村たばこ税	1		7,876	0	0.0%
(5) 銀産税	1		18	18	100.0%
(6) 特別土地保有税	1		29	29	100.0%
(7) 法定外普通税	1		14	14	100.0%
2 目的税		16,091			
(1) 法定目的税		16,073			
(ア) 入湯税	1	223	0	0.0%	
(イ) 事業所税	1	3,295	3,295	100.0%	
(ウ) 都市計画税	1	1	12,555		
(i) 土地	1	1	6,863	2,946	42.9%
(ii) 家屋	1	1	5,692	2,361	41.5%
(エ) 水利地盤税	1		0	0	100.0%
(オ) 共同施設税	1		0	0	100.0%
(カ) 宅地開発税	1		0	0	100.0%
(2) 法定外目的税	1		18	18	100.0%
3 旧法による税	1		0	0	100.0%
総額			343,163	160,299	46.7%

<固定資産税等の企業負担分の計算>

Step1：総務省「平成23年度固定資産の価格等の概要調書」を用いて、「償却資産」「土地」「家屋」別に法人分・個人分の評価額に振り分けた。

Step2：それぞれの固定資産税収に法人分評価額割合を乗じることによって、企業負担分の固定資産税額を算出した。

なお、都市計画税の土地・家屋分についても、固定資産税の土地・家屋分の評価額における法人分・個人分の評価額で、企業負担分の都市計画税額を按分して算出した。

<2011年度 固定資産の価格等の概要調書>

億円					
償却資産	区分	法人	個人	課税標準	法人割合
個人			1	2,094	
法人	1			148,785	
合計				150,879	98.6%

億円					
土地	区分	法人	個人	課税標準	法人割合
宅地	①小規模住宅用地	個人	1	440,835	
	法人	1		44,749	
	②一般住宅用地	個人	1	219,764	
	法人	1		5,709	
	③住宅用地以外の宅地	個人	1	541,632	
	法人	1		878,835	
	④宅地(農地+造成費として評価される農業用施設用地)・住宅用地以外の宅地	個人	1	1,155	
	法人	1		356	
	⑤宅地(農地等+造成費として評価される生産緑地地区内の宅地)・住宅用地以外	個人	1	6	
	法人	1		0	
	⑥宅地計(①+②+③)	個人			
	法人				
	⑦一般山林	全体	1	9,786	(4)、(5)の法人比率(23.5%)により按分
	⑧複合利用鉄軌道用地・小規模住宅用地	個人	1	0	
	法人	1		11	
	⑨複合利用鉄軌道用地・一般住宅用地	個人	1	0	
	法人	1		0	
	⑩その他・宅地比準土地	個人	1	149,825	
	法人	1		119,900	
	⑪その他・宅地比準土地以外の土地	全体	1	11,469	(4)、(5)の法人比率(23.5%)により按分
	農地				
	一般市街化区域農地			22,141	
	介在農地			19	
	一般農地			31,791	
	農地合計		1	53,950	(4)、(5)の法人比率(23.5%)により按分
	特定市街化区域農地		1	18,214	(4)、(5)の法人比率(23.5%)により按分
	合計			2,496,196	42.9%

億円					
家屋	区分	法人	個人	決定価格	法人割合
建物・非木造	事務所・店舗・百貨店・銀行		1	570,163	
	住宅・アパート		1	931,186	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	病院・ホテル		1	135,891	
	工場・倉庫・市場		1	336,401	
	その他		1	63,838	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
				0	
建物・木造	専用住宅		1	732,230	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	共同住宅・寄宿舎		1	47,861	住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	併用住宅(住宅部分)		1	19,494	
	併用住宅(その他の部分)		1	8,699	
	併用住宅(合計)			28,193	
	農家住宅		1	4,652	
	旅館・料亭・ホテル		1	2,014	
	事務所・銀行・店舗		1	11,877	
	劇場・病院		1	1,421	
	公衆浴場		1	150	
	工場・倉庫		1	4,633	
	土蔵		1	514	
	附属家		1	15,899	
	合計			2,886,925	41.5%

以上の結果、地方税における企業負担額は、160,299 億円となる。（所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「① c.」を参照。）

c. 源泉徴収額の大きさ

国税庁統計年報書(2010 年度版)によれば、所得税に占める源泉徴収分の大きさは、以下のとおり 81.3%である。なお、源泉徴収税額の内訳としては、給与所得が 68.5%を占めている。

図表 徴収決定済額（2010 年度）

区分	源泉所得税（億円）	申告所得税（億円）	計（億円）
徴収決定済額	128,389	29,600	157,989
構成比	81.3%	18.7%	100.0%

図表 源泉徴収税額の内訳（2010 年度）

区分	給与所得	配当所得	報酬・料金等	利子所得等	その他	計
額（億円）	85,013	16,411	11,508	5,482	5,619	124,032
構成比	68.5%	13.2%	9.3%	4.4%	4.5%	100.0%

よって、本推計においては、2010 年の所得税徴収額 149,927 億円（② a における国税徴収額の図表を参照）のうち、81.3%を源泉徴収額とし、これを企業負担とする。

同様に、道府県民税および市町村民税の個人均等割・所得割の合計額 112,856 億円（① b における地方税徴収額の図表を参照）のうち 81.3%を源泉徴収額とし、企業負担とする。

なお、道府県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割 2,283 億円については、すべて源泉徴収が行われていると仮定して企業負担とするが、既に① a にて計上済みなので、ここでは計上しない。

以上より、所得税および個人住民税における企業負担分の源泉徴収額の大きさは 213,643 億円であると推計できる。

$$\text{所得税（国税）における源泉徴収額} = 149,927 \times 81.3\% = 121,891 \text{ 億円}$$

$$\text{個人負担分住民税（地方税）における源泉徴収額} = 112,856 \times 81.3\% = 91,752 \text{ 億円}$$

$$\text{計} 213,643 \text{ 億円}$$

②経済規模で按分する場合

a. 国税における企業負担分の推計

Step1：2010年の国税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（消費税等）については、2005年（平成17年）産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合を乗じて、企業負担分54.7%を算出した。

- この過程において、産業連関表の最終需要における「国内総固定資本形成」については、OECD(2012), “National Accounts of OECD Countries”における2009年のGross capital formation（総固定資本形成）に占める「企業」「家計」「政府」の割合を乗じた。
- National AccountsでのGross capital formationの「企業」「家計」「政府」への振り分けは、以下の最下段の表のとおり行い、企業割合を75.6%と算出した。

2010年度国税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合
			うち企業負担額	企業負担割合	
所得税	1	1	149,927	0	0.0%
法人税	1	1	101,056	101,056	100.0%
相続税	1	1	14,875	0	0.0%
地租税	1	1	1	0	54.7%
消費税	1	1	14	8	54.7%
消費税及地方消費税	1	1	125,449	68,581	54.7%
酒税	1	1	13,264	0	0.0%
たばこ税	1	1	295	0	0.0%
たばこ税及たばこ特別税	1	1	6,584	0	0.0%
石油税	1	1	0	0	100.0%
石油石炭税	1	1	49	49	100.0%
旧電源開発促進税	1	1	3,492	3,492	100.0%
揮発油税及地方道路税	1	1	0	0	100.0%
揮発油税及地方揮発油税	1	1	30,147	30,147	100.0%
石油ガス税	1	1	238	238	100.0%
自動車重量税	1	1	52	29	54.7%
航空機燃料税	1	1	886	886	100.0%
印紙取入	1	1	3,064	1,675	54.7%
合計			449,392	206,160	45.9%

2005年産業連関表

	内生部門計	中間需要		最終需要				需要合計
		家計外最終消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出計（海外需要）	
企業支出	1	1			1	1		5,710,123
家計支出			1		1			2,990,011
政府支出				1	1			1,007,152
需要額計(億円)	4,661,406	168,027	2,808,733	910,416	1,138,016	20,694	737,687	5,783,572
企業比率%	100%	100%	0%	0%	75.6%	100%		54.7%

2009年度Gross capital formation of National Accounts by OECD(2012)

	Dwellings	Other buildings and structures	Transport equipment	Other machinery and equipment	Cultivated assets	Intangible fixed asset	Changes in inventories	計
企業支出		1		1		1	1	89,355
家計支出	1							18,835
政府支出			1		1			10,051
計(10億円)	18,835	40,946	10,051	39,656	0	7,397	1,356	118,241
企業比率	0%	100%	0%	100%	0%	100%	100%	75.6%

以上の結果、国税における企業負担額は、206,160億円となる。

b. 地方税における企業負担分の推計

Step1：国税と同様に、2010年の地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（地方消費税等）については、2005年（平成17年）産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合54.7%を乗じて企業負担分を算出した。なお、固定資産税の企業負担分については、別途計算した（次頁参照）。

2010年度地方税（単位：億円）

税目	企業負担	家計負担	徴収額計		企業負担割合	
			うち企業負担額	企業負担割合		
一 道府県税			140,262			
1 普通税			140,159			
(1) 道府県民税			54,767			
(ア) 個人均等割	1	771	0	0.0%		
(イ) 所得割	1	44,135	0	0.0%		
(ウ) 法人均等割	1	1,464	1,464	100.0%		
(エ) 法人税割	1	6,115	6,115	100.0%		
(オ) 利子割	1	1,502	821	54.7%		
(カ) 配当割	1	1,581	318	54.7%		
(キ) 株式等譲渡所得割	1	1,200	109	54.7%		
(2) 事業税	1	24,371	24,371	100.0%		
(ア) 個人分		1,840				
(イ) 法人分		22,530				
(3) 地方消費税	1	1	26,419	14,443	100.0%	
(ア) 譲渡割			20,753			
(イ) 貨物割			5,666			
(4) 不動産取得税	1	1	3,789	2,071	54.7%	
(5) 道府県たばこ税			2,561	0	0.0%	
(6) ゴルフ場利用税			546	0	0.0%	
(7) 自動車取得税	1	1	1,916	1,047	54.7%	
(8) 軽油引取税	1		9,175	9,175	100.0%	
(9) 自動車税	1	1	16,155	8,832	54.7%	
(10) 鈴鹿税	1		4	4	100.0%	
(11) 固定資産税（特例）	1		52	52	100.0%	
(12) 法定外普通税	1	1	404	221	54.7%	
2 目的税			99			
(1) 法定目的税			19			
(ア) 狩猟税		1	19	0	0.0%	
(2) 法定外目的税	1	1	80	44	54.7%	
3 明法による税			4	0		
(1) 特別地方消費税	1	1	0	0	54.7%	
(2) 自動車取得税	1	1	0	0	54.7%	
(3) 軽油引取税	1		4	4	100.0%	
(4) その他	1	1	0	0	54.7%	
二 市町村税			202,901			
1 普通税			186,810			
(1) 市町村民税			87,485			
(ア) 個人均等割		1	1,794	0	0.0%	
(イ) 所得割		1	66,156	0	0.0%	
(ウ) 法人均等割	1		4,126	4,126	100.0%	
(エ) 法人税割	1		15,409	15,409	100.0%	
(2) 固定資産税			89,612			
(ア) 純固定資産税	1	1	88,649			
(イ) 土地	1	1	34,762	14,922	42.9%	
(ii) 家屋	1	1	37,816	15,682	41.5%	
(iii) 儲却資産	1	1	16,072	15,849	98.6%	
(ナ) 交付金		1	963	0	0.0%	
(3) 軽自動車税	1	1	1,776	1,776	54.7%	
(4) 市町村たばこ税		1	7,876	0	0.0%	
(5) 鈴鹿税	1		18	18	100.0%	
(6) 特別土地保有税	1		29	29	100.0%	
(7) 法定外普通税	1	1	14	14	54.7%	
2 目的税			16,091			
(1) 法定目的税			16,073			
(ア) 入湯税		1	223	0	0.0%	
(イ) 事業所税	1		3,295	3,295	100.0%	
(ウ) 都市計画税	1	1	12,555			
(イ) 土地	1	1	6,863	2,946	42.9%	
(ii) 家屋	1	1	5,892	2,361	41.5%	
(エ) 水利地盤税	1		0	0	100.0%	
(オ) 共同施設税	1		0	0	100.0%	
(カ) 宅地開発税	1		0	0	100.0%	
(2) 法定外目的税	1	1	18	18	54.7%	
3 明法による税	1	1	0	0	54.7%	
総額			343,163	145,534	42.4%	

<固定資産税等の企業負担分の計算>

Step1：総務省「平成23年度固定資産の価格等の概要調書」を用いて、「償却資産」「土地」「家屋」別に法人分・個人分の評価額に振り分けた。

Step2：それぞれの固定資産税収に法人分評価額割合を乗じることによって、企業負担分の固定資産税額を算出した。

なお、都市計画税の土地・家屋分についても、固定資産税の土地・家屋分の評価額における法人分・個人分の評価額で、企業負担分の都市計画税額を按分して算出した。

<2011年度 固定資産の価格等の概要調書>

償却資産		区分	法人	個人	課税標準	法人割合	備考
	償却資産	個人		1	2,094		
		法人	1		148,785		
	合計				150,879	98.6%	

土地		区分	法人	個人	課税標準	法人割合	備考
宅地	①小規模住宅用地	個人		1	440,835		
		法人	1		44,749		
	②一般住宅用地	個人		1	219,764		
		法人	1		5,709		
	③住宅用地以外の宅地	個人		1	541,632		
		法人	1		878,835		
	④宅地(農地+造成費として評価される農業用施設用地)・住宅用地以外の宅地	個人		1	1,155		
		法人	1		356		
	⑤宅地(農地等+造成費として評価される生産緑地地区内の宅地)・住宅用地以外	個人		1	6		
		法人	1		0		
	⑥宅地計(①+②+③)	個人					
		法人					
農地	⑦一般山林	全体	1	1	9,786		(④、⑤の法人比率(23.5%)により按分)
	⑧複合利用鉄軌道用地・小規模住宅用地	個人		1	0		
		法人	1		11		
	⑨複合利用鉄軌道用地・一般住宅用地	個人		1	0		
		法人	1		0		
	⑩その他・宅地比準土地	個人		1	149,825		
		法人	1		119,900		
	⑪その他・宅地比準土地以外の土地	全体	1	1	11,469		(④、⑤の法人比率(23.5%)により按分)
	農地合計		1	1	53,950		(④、⑤の法人比率(23.5%)により按分)
	特定市街化区域農地		1	1	18,214		(④、⑤の法人比率(23.5%)により按分)
合計					2,496,196	42.9%	

家屋		区分	法人	個人	決定価格	法人割合	備考
建物・非木造	事務所・店舗・百貨店・銀行		1		570,163		
	住宅・アパート		1	1	931,186		住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	病院・ホテル		1		135,891		
	工場・倉庫・市場		1		336,401		
	その他		1	1	63,838		住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
					0		
建物・木造	専用住宅		1	1	732,230		住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	共同住宅・寄宿舎		1	1	47,861		住宅用地(①、②)の法人比率7.1%により按分
	併用住宅(住宅部分)			1	19,494		
	併用住宅(その他の部分)		1		8,699		
	併用住宅(合計)				28,193		
	農家住宅			1	4,652		
	旅館・料亭・ホテル		1		2,014		
	事務所・銀行・店舗		1		11,877		
	劇場・病院		1		1,421		
	公衆浴場		1		150		
	工場・倉庫		1		4,633		
	土蔵			1	514		
合計					2,886,925	41.5%	

以上の結果、地方税における企業負担額は、145,534 億円となる。

c. 源泉徴収額の大きさ

企業と家計の両者の負担があり得る税について、経済規模で個人負担分と企業負担分を按分する方法を採用したケース 5 からケース 8 では、所得税・住民税における企業による源泉徴収分は、すべて個人（家計）の負担であると仮定している。

したがって、この場合の企業負担額はゼロとなる。

(2) 個人事業主が納める所得税の扱い

個人事業主は、事業所得者としてすべて申告納税を行なうものとする。

国税庁編（2012）「平成22年度版国税庁統計年報書」によれば、2010年度分の所得税における確定申告者は以下のとおりとなっており、確定申告を行った事業所得者数は3,799千人、申告納税額は4,873億円である⁶²。

2010年度分		単位：千人、億円	
区分	確定申告者数	総所得額	申告納税額
事業所得者	3,799	86,007	4,873
その他の所得者	19,351	626,117	17,558
不動産所得者	1,551	58,845	6,488
給与所得者	9,276	402,612	5,314
雑所得者	8,003	119,056	707
それ以外	520	45,604	5,048
合計	23,150	712,123	22,431

以上から、個人事業主が納める所得税については、

①企業負担として捉える場合：

事業所得者の申告納税額4,873億円とする。

②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える場合：

事業所得者の納税額は企業負担ではなく個人（家計）負担なので、ゼロとする。

⁶² この値には、不動産所得者や雑所得者による申告納税額は含んでいない。

(3) 社会保険料事業主負担分の扱い

国立社会保障・人口問題研究所（2012）「平成22年度社会保険費用統計」によれば、2010年度における社会保険料拠出額 578,468 億円のうち、事業主（雇用主）負担分は 275,360 億円となっている。

なお、個人事業主については、世帯全員が国民健康保険に加入しているとみなし、被保険者拠出額 303,108 億円のうち 34,455 億円を納めていると仮定する。

2010年度		単位:億円
社会保険料拠出額		578,468
被保険者拠出		303,108
うち国民健康保険		34,455
事業主(雇用主)拠出		275,360

以上から、企業の公的負担に社会保険料を含める場合、企業の社会保険料拠出額は、
①個人事業主負担分を企業負担に含める場合：

事業主拠出分（275,360）+国民健康保険拠出額（34,455）と捉え、309,815 億円とする。
②個人事業主負担分を企業負担に含めない（=個人（家計）負担とみなす）場合：

事業主（雇用主）拠出分のみを企業負担と捉え、275,360 億円とする。

4. スウェーデンにおける企業負担分の算出方法

(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

①すべて企業負担とする場合

a. 国税・地方税における企業負担分の推計

2010 年の国税・地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。明確に個人(家計)が納税している税を除き、すべて企業負担と捉えた。

2010年度税収（百万クローナ）

税目	国税・地方税	企業負担	家計負担	税収額計		企業負担割合
				うち企業負担額	企業負担割合	
個人所得税	国税		1	9,172	0	0.0%
	地方税		1	508,614	0	0.0%
法人所得税	国税	1		113,303	113,303	100.0%
付加価値税	国税	1		321,246	321,246	100.0%
物品税	国税	1		111,613	111,613	100.0%
	うち固定資産税	国税	1	11,812	11,812	100.0%
その他の生産関連税	うち資産使用料	地方税	1	14,080	0	0.0%
	うち環境税	国税	1	479	479	100.0%
	その他	国税	1	11,347	11,347	100.0%
	国税			578,972	569,800	98.4%
	地方税			522,694	0	0.0%
税収合計	全額			1,101,666	569,800	51.7%

この結果、国税・地方税における企業負担額は、569,800 百万クローナとなった。(所得税の源泉徴収分についての企業負担分は、下記「① b.」を参照。)

b. 源泉徴収額の大きさ

スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、2010 年に評価される 2009 年の個人所得税(国税・地方税計)約 5,430 億クローナのうち、源泉徴収分は 99%である⁶³。内訳は、事業主や銀行等による源泉徴収が 94%、個人事業主による暫定納付(Preliminary Tax)が 5%である。

⁶³ 2011 年の場合、源泉徴収分は 115% (つまり、15%分は還付される) とのことである(スウェーデン国税庁への照会結果)。

図表 個人所得税収に占める源泉徴収割合（2010年評価分（2009年所得））

	SEK billion	% of debited tax
Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)	543	100%
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
Remaining amount to be settled	5	1%
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

したがって、2010年の所得税収（国税・地方税計）517,786百万クローナ（上記①aの図表参照）のうち、企業負担となる源泉徴収額の大きさは、512,608百万クローナであると推計できる。

所得税（国税・地方税計）における源泉徴収額=517,786×99% = 512,608 百万クローナ

②経済規模で按分する場合

a. 国税・地方税における企業負担分の推計

Step1：2010年の国税・地方税収のうち、企業負担分・家計負担分を仕分けた。

Step2：企業負担と家計負担の両方があり得る税（VAT等）については、2010年産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合を乗じ、企業負担分47.4%を算出した。

- この過程において、産業連関表の最終需要における「国内総固定資本形成」については、OECD(2012), “National Accounts of OECD Countries”における2010年のGross capital formation（総固定資本形成）に占める「企業」「家計」「政府」の割合を乗じた。
- National AccountsでのGross capital formationの「企業」「家計」「政府」への振り分けは、以下の最下段の表のとおりを行い、企業割合を74.6%と算出した。

2010年度税収（百万クローナ）

税目	国税・地方税	企業負担	家計負担	税収額計		企業負担割合
				うち企業負担額	企業負担割合	
個人所得税	国税	1	9,172	0	0.0%	
	地方税	1	508,614	0	0.0%	
法人所得税	国税	1	113,303	113,303	100.0%	
付加価値税	国税	1	321,246	152,377	47.4%	
物品税	国税	1	111,613	52,941	47.4%	
	うち固定資産税	国税	1	11,812	11,812	100.0%
その他の生産関連税	地方税	1	14,080	0	0.0%	
	うち資産使用料	国税	1	479	227	47.4%
	うち環境税	国税	1	11,347	5,382	47.4%
	その他	国税	1			
税収合計	国税		578,972	336,043	58.0%	
	地方税		522,694	0	0.0%	
	全体		1,101,666	336,043	30.5%	

2010年産業連関表

	中間需要	最終需要							需要合計
		内生部門計	非営利団体最終消費支出	家計最終消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出計(海外需要)	
企業支出	1	1			1	1			3,844,183
家計支出			1		1				1,669,572
政府支出				1	1				939,232
需要額計(百万クローナ)	3,321,821	50,574	1,566,476	889,623	601,691	22,802	1,651,448	4,782,614	8,044,435
企業比率%	100%	100%	0%	0%	74.6%	100%			47.4%

2010年度Gross capital formation of National Accounts by OECD(2012)

	Dwellings	Other buildings and structures	Transport equipment	Other machinery and equipment	Cultivated assets	Intangible fixed asset	Changes in inventories	単位:10億円	
								計	
企業支出		1		1		1		1	455,011
家計支出	1			1		1			104,479
政府支出			1		1				50,275
計(百万クローナ)	104,479	158,770	48,018	178,298	2,257	97,717	20,226	609,765	
企業比率	0%	100%	0%	100%	0%	100%	100%	100%	74.6%

以上の結果、国税・地方税を合わせた企業負担額は、336,043百万クローナとなる。

b. 源泉徴収額の大きさ

企業と家計の両者の負担があり得る税について、経済規模で個人負担分と企業負担分を按分する方法を採用したケース5からケース8では、所得税・住民税における企業による源泉徴収分は、すべて個人（家計）の負担であると仮定している。

したがって、この場合の企業負担額はゼロとなる。

(2) 個人事業主が納める所得税の扱い

スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、2010年に評価される2009年の個人所得税（国税・地方税計）約5,430億クローナのうち、個人事業主が納める暫定納付（源泉徴収額）は260億クローナである。

また、確定申告により納付される個人所得税50億クローナには、個人事業主による所得税分が含まれている。そこで、この値を、「企業による源泉徴収額」と「個人事業主による暫定納付額（源泉徴収額）」の比率で按分し、個人所得税確定申告納付分における個人事業主負担分を算出する。すなわち、

$$50 \times 260 / (5120 + 260) = 242 \text{ 百万クローナ}$$

したがって、個人事業主が納める個人所得税額は、暫定納付（源泉徴収額）額と確定申告納付額と合わせ、以下のとおり26,242百万クローナと計算できる。

$$260 \text{ 億} + 242 \text{ 百万} = 26,242 \text{ 百万}$$

図表 個人所得税収に占める源泉徴収割合（2010年評価分（2009年所得））

Table 9 Collection of individual income taxes etc in the assessment year 2010 ² [4.8]		
	SEK billion	% of debited tax
Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)	543	100%
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
Remaining amount to be settled	5	1%
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

以上から、個人事業主が納める所得税については、

①企業負担として捉える場合：

個人事業主の納付所得税額である26,242百万クローナとする。

②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える場合：

個人事業主の納税額は企業負担ではなく個人（家計）負担なので、ゼロとする。

(3) 社会保険料事業主負担分の扱い

スウェーデン国税庁（2011）”Taxes in Sweden 2011”によれば、2009年⁶⁴における社会保険料拠出額 4,810 億クローナのうち、事業主拠出額は 3,750 億クローナ、自営業者拠出額は 110 億クローナ、被用者が負担する老齢年金保険料拠出額は 870 億クローナとなってい る。

**Social security contributions in 2009
[4.31-32]**

	SEK billion	Normal tax rate
1. Basic social security contributions paid by		
a. employers or	375	31.42%
b. self-employed	11	29.71%
2. General pension contribution paid by all active persons	87	7.00%
3. Special wage tax	33	24.26%
4. Deduction for fees for the premium pension system	-25	
Total	481	

なお、老齢年金保険料率について、自営業者は自営業者自身にかかる老齢年金保険料率 10.21%（雇用主と同率）と被用者拠出分の保険料率 7.0%を加え、実際には 17.21%の負担となる。表中「2.General pension contribution paid by all active persons」の拠出額 870 億クローナの中には自営業者拠出分が含まれているので、この分を計算すると
 $110 \times (7.0 / 29.71) = 26$ となる。

したって、実際の自営業者の拠出額は $110 + 26 = 136$ 億クローナ、被用者の拠出額は $870 - 26 = 844$ 億クローナとなり、上の表は以下のとおりに書き換えることができる。

2010年度	単位:億クローナ
社会保険料拠出額	4,810
雇用主拠出	3,750
自営業者拠出	136
被用者拠出	844

以上から、企業の公的負担に社会保険料を含める場合、企業の社会保険料拠出額は、
①個人事業主負担分⁶⁵を企業負担に含める場合：

雇用主拠出（3,750）+自営業者拠出（136）と捉え、3,886 億クローナとする。

②個人事業主負担分を企業負担に含めない（＝個人(家計)負担とみなす）場合：

雇用主拠出分のみを企業負担と捉え、3,750 億クローナとする。

⁶⁴ 社会保険料拠出額のデータについては、便宜上 2009 年の値を用いる。

⁶⁵ ここでは、自営業者拠出=個人事業主拠出と考える。

平成 24 年度 東京都主税局 委託調査

スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担の
あり方に関する調査研究

平成 25 年 2 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話 : 03-6733-1021 FAX : 03-6733-1028